



子育てのための施設等利用給付認定申請についてのお知らせ

保育料及び預かり保育利用料の無償化を受けるためには、申請書の提出及び市からの認定が必要となります。下記をご確認の上、期限内に必要な書類を園へご提出ください。

※預かり保育の無償化の希望の有無により、提出書類が異なりますのでご注意ください。

※預かり保育については、保育要件を満たさない場合は無償化の対象になりません。

記

1. 預かり保育の無償化を希望しない場合 ※預かり保育を利用しない方・保育要件のない方

保育料の無償化の対象となるために、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。別紙「子育てのための施設等利用給付認定申請書(新1号)」を記入の上、園へご提出ください。

2. 預かり保育の無償化を希望される場合 ※保育の必要性(保育要件)が必要

保育料に加え、預かり保育の利用料について無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【対象者】

- ① 満3歳以後の最初の3月31日を経過した、保育の必要性のある子ども
- ② 満3歳児(①以外(満3歳の誕生日以後、最初の3月31日の間にある子ども))のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども

(無償化の月額最大上限額・・・利用日数(※)に応じて①=1.13万円 ②=1.63万円)

(※) 預かり保育の利用日数が1か月間で25日以内の場合は、その利用日数に450円を乗じた額が月額上限額になります。

別紙「子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号)」を記入の上、必要書類を添えて園へご提出ください。

3. 提出期限

園の指定する日(施設等利用給付認定の開始日は、申請日より前に遡及することはできませんのでご注意ください。遅れて申請のあった場合は、市受付日が最短の認定日となります。)

※宇部市ウェブサイトには申請書の記入例を掲載しておりますのでご参照ください。



〈宇部市ウェブサイト〉

ご不明点は、保育幼稚園課 認定係 (TEL: 34-8327) へ
お問い合わせください。

4. 保育要件及び必要書類

就労等により、月 52 時間以上家庭保育ができない場合や妊娠・出産、疾病等により、保育を必要とする場合に保育が必要であると認定します。

保育の必要な事由（保育要件）		必要書類
就労	自宅（内）外で就労	①就労証明書 ②自営業を証明する書類（経営中心者の場合） 例）直近の確定申告書(写) 開業間もない場合は個人事業開業届(写)等
妊娠・出産	出産前後（産前8週間～産後8週間）	親子（母子）健康手帳（保護者名と分娩予定日が分かるページ）の写し等
疾病・負傷・障害	病気や負傷、心身の障害	①疾病・介護・看護等申立書 ②障害者手帳の写し又は保育の必要性が明記された診断書等
病人等の介護	長期にわたり病気の状態にあるか心身の障害のある同居親族を常時介護する場合	①疾病・介護・看護等申立書 ②介護保険証の写し又は診断書等
被災・災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっているため、児童の保育を必要とする場合	①申立書 ②その他必要書類
就学	専門学校や大学に在学中、または職業訓練等の受講	①在学証明書 ②就学時間確認書類
虐待やDVの恐れがある	・児童に対する虐待やDV、ネグレクトにより家庭保育を続けることが望ましくない場合 ・配偶者からの暴力により、家庭保育が困難であると認められる場合	①申立書 ②関係機関からの意見書
求職活動	継続的な求職活動（起業準備含む）	求職活動状況報告書等
その他	市長が特別な事情があると認める場合	申立書等

5. 家族状況等の変更に伴う必要書類について

就労や家族状況等の変更が生じた際には、宇部市役所 保育幼稚園課及び在園中の園まで、速やかに届出をお願いします。変更事項に応じて、下表の必要書類を提出してください。なお、認定変更は原則として、翌月からの適用となりますのでご注意ください。また、虚偽や不正により、預かり保育の無償化を利用していることが判明した場合、認定を取消し、法律の規定に基づき費用を徴収することがあります。

変更事項	提出書類	提出期限	備考
退職	求職活動状況報告書	退職日が決定次第随時（退職日の属する月内）	退職日が決定した場合は速やかに報告してください（原則として事前に届出をお願いします。）。
就職	就労証明書	随時（決定後速やかに）	
就労条件変更	就労証明書	随時（決定後速やかに）	就労時間の増減、勤務時間帯の変更、転勤、勤務先の増減（ダブルワーク）※ダブルワークの場合、両方の就労証明書の提出が必要です。
転職	①就労証明書 ②求職活動状況報告書	随時（決定後速やかに）	前勤務先の退職日と新勤務先の就労開始日が1か月以上空く場合は、求職活動状況報告書の提出が必要です。
休職	①疾病、看護、介護等申立書 ②障害者手帳の写し又は保育の必要性が明記された診断書等	随時（事由発生時随時）	1か月超にわたり、疾病、介護、看護等を理由に休職する場合、提出が必要です。医師の指示等により産前休暇を分娩予定日の8週より前（多胎児妊娠の場合は14週より前）に取得する場合も提出が必要です。※復職する場合、復職予定日を記入した就労証明書の提出が必要です。
育児休業	就労証明書	出産後8週間以内（継続認定） 交代で取得される場合等は取得時に随時	育児休業中、新2号の継続認定を希望される場合、育児休業期間・職場復帰日が記載された就労証明書を提出してください。提出がない場合は、新2号・新3号認定を取消します。父母ともに、1か月以上の育児休業を取得する場合は、提出が必要です。※育児休業中に上のお子さんの保育認定が認められるのは、原則、産前産後休業開始以前から就労による新2号・新3号認定を受けている場合に限りです。
結婚	①家族状況変更届 ②保育要件確認書類	随時（結婚後速やかに）	結婚相手の保育要件確認書類が必要です。
離婚	家族状況変更届	随時（離婚後速やかに）	離婚成立後、同居を継続している場合は同一世帯として取扱います。
家族状況	家族状況変更届	随時（変更後速やかに）	出生、転居（祖父母と同居開始、終了等の世帯員の一部転居含む。）、氏名変更等の変更
障害者手帳	障害者手帳写し	随時（手帳交付、喪失後速やかに）	新たに障害者手帳の交付を受けた場合や喪失した場合は届出てください。
保育を必要とする事由の変更	保育要件確認書類	随時（変更後速やかに）	
確定申告の修正等	—	—	保育幼稚園課に連絡してください。